

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

競 技 者 規 程

公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「本連盟」という。）は、定款第3条に定める目的に沿い、ソフトテニス競技の健全な普及・発展を図るため、ソフトテニス競技を行う者（以下「競技者」という。）の遵守すべき規程を制定する。

第1章 総則

（競技精神）

第1条 競技者は、競技規則等に従い、フェアプレーの精神を堅持し、常に自己の最善を尽くさねばならない。

2 競技者が競技会に参加する場合は、競技会主催者が規定する大会要項に従うものとする。

第2章 賞金等の受領

（賞金等の受領）

第2条 競技者が出場した競技会が賞金、奨励金、謝礼金や出場報酬（以下「賞金等」という。）付きであった場合、その賞金等を所属団体の承認のもとに競技者本人が受領することができる。

第3章 商業行為の実施

（商業行為および関連事項）

第3条 競技者は所属団体の事前の承認のもとに自らの責任において、次の各号の商業行為および関連事項を実施することができる。ただし、商業行為および関連事項の実施にあたっては、自身の名誉を傷つけたり、ソフトテニス競技の健全な普及・発展を妨げる行為を行ってはならない。

(1) ユニフォーム・その他の着衣等および用具に本連盟が別に定める基準に適合すると認める広告物を付して競技すること。

(2) 普及・発展を目的としたソフトテニス教室や講習会を自ら開催すること、および同じ目的で他者が主催するソフトテニス教室や講習会に協力すること。

(3) 映画、演劇、放送、雑誌・新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演または参加すること。

2 競技者は、本連盟もしくは公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が契約締結した広告その他の商業行為に協力することを求められることがある。その場合はそれらを優先することとする。

- 3 競技者が協力することになった契約に関し、本人に対する報酬がある場合、その契約にもとづく報酬は、協力した当該競技者本人に対しては直接支払われないものとし、本連盟は、契約の相手方から本連盟に対して支払われた契約報酬についてはその20%（本連盟の費用）を除いた金額を、協力した競技者個人に支払うものとする。
- 4 競技者は第1項各号および上記以外の商業行為の実施にあたり、その内容に疑義が有ると思うときは、事前に本連盟に届け出て、助言を得るものとする。
- 5 第1項柱書については、JOCと本連盟とで協議のうえ、日本代表として活動する競技者の商業行為および関連事項を本連盟が管理する目的の下、除外競技者を選定することができる。
- 6 除外競技者として選定された場合は、自分自身あるいは自分の氏名、写真、競技実績、サイン等が広告媒体物（テレビ番組、コマーシャル、ポスター、パンフレット、チラシ等）、その他の商業行為に使用されることに關し、自らが契約当事者になることはできない。
- 7 除外競技者が商業行為を行う場合は、事前に本連盟の承認を得なければならない。
- 8 除外競技者の選定基準は、全日本選手権大会ダブルス・シングルス優勝者、公式国際大会（世界選手権大会、アジア選手権大会、アジア競技大会等）個人戦2位以内の入賞者ならびに本連盟が特に認めた競技者とする。

第4章 適用範囲

（適用範囲）

第4条 本規程は、本連盟の事業に参加する競技者に適用する。

第5章 競技者に対する罰則

（違反行為）

第5条 競技者は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- (1) 所属団体の事前の承認を得ることなしに、第3条第1項各号の商業行為および関連事項を行うこと
- (2) 本連盟の事前の承認を得ることなしに、除外競技者が第3条第1項各号の商業行為および関連事項を行うこと
- (3) 競技に際して、関係規程により禁止されたソフトテニス用具、用品の使用あるいはドーピングまたは暴力行為等により、フェアプレーの精神に違反すること
- (4) 競技者としての品位を汚し、また著しく本連盟または加盟団体の名誉を傷つけるおそれのある行為をすること

（罰則に係る手続）

第6条 本連盟は、競技者が本規程またはその他本連盟の定める規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合、本連盟の懲戒手続規程に従い調査のうえ、当該懲戒手続規程に従い必要な措置をとるものとする。

第6章 本連盟および各加盟団体に対する規則

(会員の指導)

第7条 本連盟および各加盟団体は会員に対して本規程を周知徹底させるとともに規程違反の防止につとめなければならない。

(賞金等付き競技会の開催)

第8条 本連盟の競技者を出場させる賞金等付き競技会は、本連盟、加盟団体、国際ソフトテニス連盟が主催、主管、後援等により公認したものおよび本連盟理事会が特に承認したものに限るものとする。

- 2 本連盟が賞金等付き競技会を主催したり、上部団体等の賞金等付き競技会を主管するときは、本連盟理事会の決議を要するものとする。
- 3 本連盟の加盟団体およびその下部組織が賞金等付き競技会を主催、主管、後援する場合は本連盟にあらかじめ申請を行い、承認を得るものとする。申請は本連盟所定の申請書によるものとする。

(加盟団体に係る違反行為)

第9条 賞金等付き競技会を実施するにあたり、本連盟の加盟団体は次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- (1) 本連盟の事前の承認を得ることなく、実施すること
- (2) 本連盟への実施申請にあたり、故意に申請内容を偽ること
- (3) 本連盟の承認内容と異なる内容で実施すること
- (4) 実施者として品位を害し、または著しく本連盟の名誉を傷つけるおそれのある行為をすること

(処分)

第10条 本連盟の加盟団体が前条の規定に違反したおそれがあると認められる場合、本連盟の加盟団体規程第15条に従い必要な措置をとるものとする。

第7章 本連盟の役員、指導者等

第11条 本連盟の役員、評議員、専門委員会および特別委員会の委員、登録制度により登録する審判員および指導者ならびに加盟団体の役員は、常に品位と名誉を重んじ競技者の模範となるよう行動しなければならない。

- 2 本規程は、本連盟の役員、評議員、専門委員会および特別委員会の委員、登録制度により登録する審判員および指導者ならびに加盟団体の役員にも準用する。

第8章 補則

第 12 条 本規程の改訂は理事会の議決を経て行うことができる。

附則

- 1 本規程は、昭和 50 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 本規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 本規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 本規程は、平成 16 年 11 月 20 日から施行する。
- 6 本規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。
- 7 本規程は、平成 27 年 12 月 5 日から施行する。
- 8 本規程(令和 6 年 10 月 20 日改正)は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。